

東日本大震災 復興加速化のための第 11 次提言

～今こそ日本創生を福島、東北から～

令和 4 年 9 月 6 日

自 由 民 主 党

公 明 党

はじめに

I. 原子力事故災害被災地域

1 廃炉に向けた取組み

(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉

(2) ALPS 処理水の処分

2 帰還等の促進に向けた環境整備

(1) 特定復興再生拠点区域の整備

(2) 特定復興再生拠点区域外における対応の具体化

(3) 帰還・移住の促進と交流・関係人口の拡大

3 原子力損害賠償

4 創造的復興を牽引する福島国際研究教育機構

5 事業・なりわい、農林水産業の再建

6 風評払拭・リスクコミュニケーション

7 中間貯蔵施設・再生利用・指定廃棄物等

II. 地震・津波被災地域および共通の課題

むすび

はじめに

東日本大震災発生から 12 年目を迎えた。足元では、依然として新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、2022 年 2 月からのロシアによるウクライナ侵略の影響等による物価・燃油価格の高騰をはじめ、国際的な政治動向は予断を許さない状況が続いている。数十年に一度とも言われる難局の時代を迎え、経済や国民生活への影響が懸念されるなか、被災地もその例外ではない。

このような状況においても、政府・与党として、復興への歩みを着実に進めていかなければならない。原子力損害賠償について、2022 年 6 月に最高裁判決が下されたが、政府・与党として原子力政策を推進してきた立場から、福島で発生したこの事態を重く受け止め、政治の責任として復興に向けた責務を果たすべく最後まで全精力を傾けていく決意に、いささかの揺るぎもない。被災者の方々が、一日も早く、希望を持ち安心して生活できる環境を取り戻すために、被災者一人ひとりに寄り添い続けながら、全力を尽くしていく。

与党がかねてから政府に対して早期の処分方法の決断を求めてきた ALPS 処理水の処分については、漁業者・国民の声を丁寧に伺いながら安全確保、理解醸成、風評抑制等の対策を進めてきた。こうした対策の結果、安全確保については IAEA(国際原子力機関)や原子力規制委員会から一定の評価を受けてきた。一方、引き続き、漁業者等の思いをしっかりと受け止め、誠意をもって、対話を重ねながら、丁寧な対応を継続していく必要がある。

帰還困難区域については、自由民主党と公明党は、故郷を離れざるを得なかった地域の人々が「いつか生まれた故郷に帰りたい」との切実な願いに思いを致し、2016 年に、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意を示した。ようやく 2022 年 6 月には、葛尾村において、特定復興再生拠点区域における避難指示が解除され、地域住民の皆様が生まれた故郷への帰還が可能となった。大熊町、双葉町へと順次避難指示が解除されるなか、まちのにぎわいを取り戻

していくため、自治体の垣根を越えた連携を支援していく必要がある。あわせて、特定復興再生拠点区域外については、自宅に帰りたい人々の願いを一日も早く実現するために、与党 10 次提言で示した方針をさらに具体化し、地域の方々の意向を丁寧に向いつつ、スピード感を持った対応を着実に実施していく必要がある。

いよいよ来年 4 月は、従来から与党が最重要課題として位置づけてきた福島国際研究教育機構の門出である。機構は、研究のための研究ではなく、ビジネスへとつながる研究を行うための司令塔であり、福島イノベーション・コースト構想の具現化を進めるための、中核的存在である。原子力事故災害の被害を最も大きく受けた福島において、世界が刮目する浜通り地域の再生を目指し、復興を果たすために取組みが不可欠な中長期的課題に挑戦するとともに、イノベーション創出によるわが国の科学技術力・産業競争力の強化を実現するために、日本創生のリーディングプロジェクトとして、政府・与党が一体となり、国の総力を挙げて推進していく。

地震・津波被災地域においては、復興まちづくり等がおおむね完了し、復興の総仕上げの段階に入っている。引き続き魅力ある地域社会の創生に向けた道筋を確かなものにしていく。

以上を踏まえて、残された困難な課題への対応や、日本創生に向けた取組みの実施について、以下のとおり、政府に対し提言する。

I. 原子力事故災害被災地域

原子力事故災害からの復興・再生に向けては、中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って、本格的な復興・再生を進めるにあたっての諸課題への取組みを具体化し、着実に実施していく必要がある。

1 廃炉に向けた取組み

(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉

- 「復興と廃炉の両立」を大原則として、廃炉を安全かつ着実に前に進めること。東京電力は、地域の方々の不安に真摯に向き合い、地域とともに廃炉を進めるとの意識を一層強く持ち、住民や地元企業とのコミュニケーションに注力しながら、信頼回復に努め、緊張感をもって取り組むこと。国も、東京電力を適切に指導すること。
- 今後開始する燃料デブリの取り出しは、世界にも前例のない困難な作業である。原子炉内の調査を確実に進め、さらに先を見据え、段階的に取り出し量を拡大していくための研究開発に取り組むこと。
- 廃炉は長期にわたるものであり、地元企業の協力なくして成り立たない。東京電力は、国とともに、製造業・建設業のほか関連する幅広い業種へ協力の裾野を拡大させ、廃炉工程の進捗に伴って必要となる新たな事業や技術についても、あらかじめ地元企業に対し密に情報提供し、廃炉にまつわる経済効果を地域に浸透させること。
- 同時に、廃炉を支える人材の確保・育成は急務である。国、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力は、大学を含めた関係機関とともに、研究開発基盤の整備を着実に実施し、国内外の幅広い分野の研究者や技術者が廃炉や復興に関わることを通じ、原子力・廃炉に係る

高度な技術を持った人材を育成していくこと。

(2) ALPS 処理水の処分

(これまでの対策の進捗)

- ALPS 処理水の処分については、昨年4月の閣僚会議において、2年程度後を目途に海洋放出するとの基本方針が決定された。

これを受け、与党10次提言では、与党としても、方針が確実に実行されるよう万全を期していくと表明するとともに、漁業者等が風評影響への強い懸念をもって反対の意向を示すなかで、ALPS 処理水の海洋放出を行うことを決定した政府には、自らが前面に立って、全責任を持ち、万全の対策を講じていくことを強く求めると指摘した。

- これを踏まえ、政府は昨年8月に「当面の対策」を取りまとめ、12月に「行動計画」を策定するとともに、これらに基づく安全性の確保、理解の醸成、風評影響の抑制の取組みを着実に進めてきた。

特に、安全性の確保については、IAEA は、ALPS 処理水の海洋放出関連設備の安全性や、海洋放出による人への放射線影響が規制当局が定める水準より大幅に小さいこと等を確認し、本年4月、6月の報告書で公表した。また7月には、原子力規制委員会は、海洋放出関連設備の設置等に係る東京電力の実施計画を認可した。

- こうした国際的な第三者機関や独立性の高い規制当局による、客観性・透明性が確保された形でのチェックおよび情報発信をはじめとする取組みにより、国内外における安全性への理解は徐々に広がってきているが、今後数十年続く海洋放出に向けた取組みは、ようやく緒に就いたばかりである。

ALPS 処理水の処分に向け、政府には、引き続き自らが前面に立ち、

以下に掲げる内容に沿って万全の対策を継続していくよう求める。

(漁業者・国民の理解)

- これまで、福島をはじめとした漁業者の方々が、復興に向けて懸命の努力を重ねてきた結果、徐々に風評の払拭が進んできたことを忘れてはならない。

ALPS 処理水の処分にあたり、産業やなりわいの復興に向けた歩みを決して止めないとの強い決意の下に、政府は、漁業者をはじめ、関係者の不安や懸念をしっかりと受け止め、丁寧な説明・対話等により、対応の一層の充実を図るとともに、広く国民の理解を得ていくこと。

(安全性の担保およびその浸透)

- 安全性の担保については、原子力規制委員会による厳格な審査を受け、国際ルールに基づく規制基準を遵守することは当然として、政府の現地事務所や第三者による確認を充実させ、透明性・客観性を確保すべく、引き続き取り組むこと。

放出前の確認に対しては、東京電力のほか放射性物質の分析に専門性をもつ機関によるチェックや、地元自治体・農林水産業関係者等による試料採取への立会いの確実な実施を図ること。

放出後の海洋・魚類等のモニタリングについては、本年3月に策定された総合モニタリング計画に基づき、測定頻度・対象の大幅な拡充、取得データの積極的公表、過去や他地域との比較等により、安全・安心を目に見える形で示すこと。万一、故障などにより希釈設備等が機能不全に陥った場合や、モニタリングにより、異常値が検出された場合には、安全に放出できる状況を確認できるまでの間、確実に放出を停止すること。

特に、IAEA によるレビューを引き続き積極的に受け入れることで透

明性を高め、国際社会への発信につなげること。

- トリチウムの半減期効果を念頭においた処分方法・保管方法の検討を進めるとともに、トリチウム分離技術について、最新の技術革新を継続的に調べ、現実的に実用化可能な技術があれば、積極的に取り入れていくこと。

(風評影響の抑制)

- 風評対策については、まずは風評による影響が生じないように、科学的根拠に基づく正確な情報発信を、国民にとってわかりやすい形で粘り強く続けること。これにより、科学的な安全を、消費者をはじめ、関係者にとっての安心につなげ、国内外での徹底的な理解醸成を図り、風評影響の最大限の抑制と安心・信頼の確保につなげること。

特に、トリチウムが放出する放射線(ベータ線)は微弱であること、海洋放出時には、トリチウムの濃度を規制基準の約40分の1、WHOの飲料水基準の約7分の1まで希釈することや、諸外国の海洋放出実績との比較などについて、広く理解が浸透することが重要である。

- 政府は、昨年4月の方針決定後、700回を超える説明会・意見交換会を開催するとともに、新聞広告、パンフレット、ホームページ等での情報発信を進めているが、さらにその質および量の充実を図ること。

具体的には、地元自治体、水産事業者等に寄り添い、車座での意見交換により対話を深めること、全国の幅広い層を対象としたテレビCM、ウェブ広告等の新たな広報活動、さらに海外、特に輸入規制の残る国・地域に対するあらゆる機会をとらえた粘り強い働きかけの強化などの取組みをさらに加速すること。

(経営継続のためのセーフティネット)

○ 理解醸成などの対策をとってもなお生じる風評影響として、国内外における国産水産物の需要減少等の事態に対応するため、昨年造成した基金を活用して、冷凍にも向いている水産物の一時的買取り・保管等の対応が円滑に行えるよう、各地の漁業組合連合会等と連携して準備を進めるとともに、放出後も水産物の流通が継続できるよう、販路確保等の具体化を進めること。

○ それでもなお生じる風評被害への賠償については、与党 10 次提言を踏まえ、東京電力は、昨年 8 月に、賠償期間や地域、業種を限定することなく賠償を行うこと、被害者に極力負担をかけない柔軟な対応を行うこと等を基本的な考え方とする賠償の枠組みを公表するとともに、各事業者団体と、考え方の整理を行う取組みを進めてきた。引き続き、国が前面に立って風評を懸念する事業者団体等の要望を聴取したうえで、東京電力に対して、きめ細かな情報発信に努めながら、賠償の枠組みを早期に具体化し、提示するよう責任を持って指導すること。

(被災地における事業継続のための支援)

○ 被災地の漁業者からは、海洋放出が近づく中、その影響の長期化への懸念から、漁業継続への不安や後継者不足への懸念の声が上がっている。このため、生産・加工・流通・消費の各段階における対策の徹底により、福島県および近隣県で漁業を継続できる取組みを実施していく必要がある。

○ 具体的には、魚食の普及や水産加工品の消費拡大とともに、とりわけ、福島県および近隣県において、本年度対象拡大をしたがんばる漁

業復興支援事業、種苗放流支援事業、福島県において本年度新設した担い手確保事業等での支援に取り組むことにより、将来にわたり、漁業を継続できる環境整備を図ること。

- これらに加え、地域の農林水産品の魅力やおいしさを国内外に向けて効果的に発信するとともに、観光誘客や交流人口拡大に向けた取り組みなどを、引き続き実施すること。

(全国の漁業者に対する事業継続のための支援)

- さらに、わが国の漁業を取り巻く環境は厳しく、漁業生産量もこの30年間で半減している中、海洋放出およびそれが長期にわたり継続することが加わることで、全国の漁業者から、漁業の将来への不安が増し、漁業を繋いでいく意欲が挫かれるとの強い懸念が示されている。こうした懸念に寄り添い、全国の漁業者が将来にわたり、子々孫々まで安心して継続できるような漁業の実現に取り組むことが食料安全保障の観点からも重要である。

このため、ALPS 処理水による影響を乗り越え、生産コストが高騰する中であっても、漁業の将来に明るい展望が持てるよう、政府は基金により、持続可能な漁業の実現に向け、しっかりとした万全の対策を講じること。

(与党による継続的な対応)

- なお、与党としては、今回提言した対策にとどまらず、今後とも、関係者へのヒアリングなどを通じ、風評による影響を継続的に調査し、必要な追加対策を、機動的かつ躊躇なく実施することを求めている。

2 帰還等の促進に向けた環境整備

(1) 特定復興再生拠点区域の整備

- 特定復興再生拠点区域（復興拠点）は、帰還困難区域を抱える自治体の復興における要である。本年6月から8月にかけて、葛尾村、大熊町、双葉町において、復興拠点の避難指示が解除され、帰還困難区域において初めて住民の帰還・居住が可能になるとともに、来年度には、富岡町、浪江町、飯舘村において解除が予定されている。
- これら復興拠点の避難指示解除を、新たなスタートととらえ、必要な除染、家屋等の解体やインフラ整備の実施、買い物、医療・介護等の生活環境の整備など、住民が安心して帰還でき、円滑に生活を再開・継続できる環境の整備および住民への丁寧な説明に引き続き万全を期し、帰還に向けた機運の醸成を図ること。

(2) 特定復興再生拠点区域外における対応の具体化

- 帰還困難区域を抱える自治体の一日も早い復興を実現するため、昨年与党は、特定復興再生拠点区域外（復興拠点区域外）の避難指示解除に向けた方針の具体化に向けた基本的視座を、政府に対して提言した。
- これを受け、政府は昨年8月、「復興拠点区域外にある自宅に帰りたい」、「元居た場所で生活を再開したい」という強い思いを持った住民の方々が、2020年代をかけて一人残らず帰還できるよう取組みを進めていくため、避難指示解除に関する「基本的方針」を決定するとともに、方針に基づく具体的対応を開始した。
- 特に本年から、復興拠点の避難指示解除が順次行われていくことか

ら、復興拠点における帰還・居住環境の整備の進捗とあわせて、復興拠点区域外への帰還・居住に向けた取組みを効果的に進めていくことが重要である。その際、中間貯蔵施設を受け入れ、福島全体の環境再生・復興に大きく貢献している大熊町、双葉町の苦渋の決断を忘れてはならない。

- 以上を踏まえ、政府においては、地元自治体と十分に議論しつつ、次の点について具体的な取組みを着実に進めることを求める。

(帰還意向の丁寧な把握とスピード感をもった対応)

- 2020年代における住民の帰還を実現するため、避難生活が長期にわたっている現状および住民一人ひとりのライフステージや生活実態が多様である現状を踏まえたうえで、住民一人ひとりに寄り添い、複数回にわたり個別に丁寧に意向把握を行うとともに、帰還意向が確認できた住民へのスピード感をもった対応を図ること。

(除染範囲・手法の具体化)

- 帰還する住民の生活環境における放射線量を着実に低減させ、住民の安全・安心に万全を期す必要がある。このため、除染範囲・手法については、帰還意向の確認を踏まえて地図上に整理しながら、帰還に必要な箇所同士の隣接等の状況や地形、放射線量の状況、生活していく上での環境等を考慮したうえで、効果的かつ効率的な除染範囲・手法となるよう、地元自治体と十分に協議・検討を進めること。

(除染への早期着手)

- 復興拠点区域外にある自宅に帰りたいと願う方々の帰還が一日でも早く実現するよう、帰還意向の確認を踏まえ、早期に除染を開始で

きるよう対応すること。

- 復興拠点の避難指示解除が本年行われ、福島全体の環境再生・復興に大きく貢献している大熊町、双葉町においては、2024年度以降に行う、除染から避難指示解除に至るまでのプロセスのモデル事例となるよう、来年度、一部の地域で除染に着手できるよう取り組むこと。その際、居住地の状況等に応じていくつかのパターンを類型化して取り組みを進め、住民の安全・安心を目に見える形で早期に示すことにより、帰還促進に生かすこと。

(インフラの整備)

- 復興拠点区域外における居住・生活に必要な電気、水道、道路、河川等のインフラについては、関係主体が連携して実態の把握を進めるとともに、帰還困難区域における新たなまちづくりの中心となる復興拠点の整備状況も踏まえつつ、除染と一体での補修、整備等を効率的に行うこと。

(制度・財源)

- 以上の取り組みを実施するため、政府は必要な法制度を含む制度および予算を措置する。その際、これらの取り組みは、将来にわたって居住を制限することを原則とした帰還困難区域への居住を可能にし、復興拠点区域外への帰還実現・居住人口の回復を通じて自治体全体の復興を後押しする措置であることから、国の負担において行うものとし、必要な財源は、復興施策およびエネルギー施策の中で確保すること。

(残された課題)

- 残された土地・家屋等をどのように扱っていくかについて、帰還意

向の確認に伴い、除染および避難指示解除の範囲が明らかになってくることが踏まえ、その進捗にあわせて、国は、地元自治体と丁寧に協議・検討を進め、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むべきである。与党も政府と一体となって検討を進めていく。

(3) 帰還・移住の促進と交流・関係人口の拡大

- 復興拠点をはじめ、ふるさとへの住民の帰還促進に加え、地域の人口回復および地域経済の牽引に向けて新たな活力を呼び込むため、移住・定住の促進を図ること。
- 移住して就業・起業する方々への各種支援策、空き家や空き地の活用、住まいの確保、民間活力の活用など、各市町村の創意工夫による取組みへの支援を行うとともに、自治体の垣根を越えた広域的な観点からの、日常生活における移動手段の確保等を含めた“まち機能”の整備や、魅力を発信する取組みを加速化すること。
- また、地域おこし協力隊への参加を契機に、地元自治体と関わりを持ち、地域の魅力を発掘・発信する仕事に携わることにより、任期終了後もその地域にとどまるとともに、知人を地域に呼び込むなど、地域の人口回復に貢献するとともに地域づくりの担い手として活躍する好事例も参考に、取り組むこと。
- 交流・関係人口の拡大に向けて、自治体の垣根を越えた「福島ならではの」、「浜通りならではの」誘客コンテンツの掘り起こしと磨き上げとともに、教育旅行を含め、誘客に資するツアーなどの取組みを支援すること。人を惹きつける強力なコンテンツである芸術・文化の活用

を図ること。

3 原子力損害賠償

- 2022年6月17日に最高裁判決が下されたが、福島における原子力事故災害が、わが国が過去に全く経験したことが無い、きわめて厳しい事態をもたらし、福島の生活基盤や産業社会の根底を揺るがす重大な影響を与えたことを改めて重く受け止める。
- 国は、損害がある限り賠償するという政府方針のもと、引き続き、被害者の方々に寄り添いながら、被害の実態に見合った必要十分な賠償が行われるよう、東京電力に対して指導を行うとともに、賠償の円滑な実施に向けた取組みを継続すること。
- 東京電力の損害賠償額に係る部分の判決が確定したことを踏まえ、中間指針の見直しも含めた賠償のあり方についての検討を求める被害者の方々の声をしっかり受け止めて、真摯に対応すること。

4 創造的復興を牽引する福島国際研究教育機構

- 一昨年の与党9次提言においては、その最重要課題として、国際教育研究拠点を、福島イノベーション・コースト構想の具現化を図るとともに、福島の創造的復興の中核的な存在として、既存施設の研究活動などに横串を刺す調整機能を持った司令塔となる世界レベルの機関として整備することを提言した。そして昨年の与党10次提言では、この取組みが、福島そして東北の復興の先導役を果たすことにより、わが国の科学技術力・産業競争力が世界最高の水準を取り戻すものにならないと指摘した。

- このように、原子力事故災害の被害を最も大きく受けた福島そして東北において、復興を果たすために不可欠かつ困難な中長期的課題に挑戦するとともに、イノベーションの創出によりわが国の科学技術力・産業競争力の強化を将来にわたり牽引し、新しい日本創生の道筋を切り拓いていくことが、喫緊の国家的課題である。

- その実現に向けた福島国際研究教育機構の構築は、岸田内閣の最重要課題のひとつであり、機構が中核となっていく取組みは、日本創生のリーディングプロジェクトである。復興庁および関係府省が自らの役割をしっかりと果たしたうえで、政府・与党一体となり、国の総力を挙げて中長期的な目標を掲げ、その目標に産学官の力を結集して向かっていかねばならない。

- このため、政府は、与党 10 次提言、および提言を受けて本年 3 月に策定した基本構想、さらには本年 6 月に施行された改正福島復興再生特別措置法に基づく取組みを着実に具体化するとともに、2023 年度の機構の設立に向けて、以下に掲げる内容に沿って、取組みを加速化すること。
 - ① 機構が、福島イノベーション・コースト構想をさらに発展させ、創造的復興の中核拠点として、行政の縦割りを超えた司令塔機能を発揮することにより、中長期にわたり世界水準の活動成果を挙げていくため、関係府省庁の全面的参画を得つつ、機構の長期・安定的な運営を支える組織体制および財政基盤を、政府を挙げて構築すること。

 - ② 機構がその役割を発揮するため、理事長がリーダーシップをとれるよう、国が全面的に支援すること。また、国内外の一流の人材が、

先例にとらわれない大胆かつ柔軟な発想で、研究開発、産業化、人材育成等に十分に力を発揮できることが不可欠であるため、国際競争にも打ち勝てる処遇や設備・実証フィールド、規制緩和等の研究環境とともに、地元自治体の垣根を越えた広域的な視点で魅力的な周辺環境の整備がなされるよう推進・支援すること。

- ③ 機構の取組みや成果が国内外に広く浸透するとともに、復興に取り組む地域全体に資するよう、わが国の経済や政策を牽引する全国的な団体・機関、国際機関、実力のある大学等との積極的な連携を進めるとともに、地域の人材や企業、団体、研究・教育機関等の地域資源を最大限活用するなど、地域との連携を一層強化すること。

5 事業・なりわい、農林水産業の再建

- 特定復興再生拠点区域をはじめ、事業環境の厳しい地域における事業の再開、安定的な事業継続、さらには創業や企業進出が促進されるよう、福島相双復興推進機構も活用し、事業の再構築、担い手となる人材の確保、さらには成長投資を促す取組みへの支援の充実を図ること。

- 域内外の多様な民間主体がさらに参画し、様々なチャレンジと先端的な取組みが内発的、継続的に生まれることを通じて、福島浜通り地域等が産業復興を果たし、2030年頃までに持続的な産業発展につながるよう、福島イノベーション・コースト構想を推進すること。その際、福島イノベーション・コースト構想推進機構や、原子力事故災害の影響等による未利用地やこれを活用して整備する実証フィールド等の「強み」を生かし、来年度設立予定の福島国際研究教育機構を起爆剤とした、スタートアップ等の新たな活力の呼び込みなど、地元が成果を実感できる取組みを加速すること。

- 2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた意欲的な取組みを福島県で先行的に推進すべく、水素社会実現に向けた先進的な取組みや県内での再生可能エネルギーのさらなる導入拡大を通じて、「福島新エネ社会構想」の実現を図ること。
- 昨年の与党10次提言で示した、2025年度末まで約10,000haの営農再開に向け、農地の大区画化や利用集積とともに、法人等外部からの新たな担い手の参入を進めるなど、取組みを加速すること。また、市場ニーズを踏まえ、園芸作物等の高付加価値な産地を創出すること。
- 福島等の森林・林業・木材産業の再生に向けて、引き続き、ふくしま森林再生事業、里山再生事業、原木林や原木しいたけ等の特用林産物の産地再生、木材の安全証明体制の構築等に取り組むこと。
特に、しいたけ原木等の生産再開に向けて「里山・広葉樹林再生プロジェクト」の展開を本格化させ、再生プランに基づく伐採・更新を開始すること。
- 福島県の漁業の本格操業への移行を着実に進めること。本格的な復興を果たすため、生産・加工・流通・消費のそれぞれの段階において徹底した対策を講じること。とりわけ、がんばる漁業復興支援事業、担い手確保事業などでの支援に取り組むこと。また、「常磐もの」の市場回復を定着させるため、販路の回復、消費拡大を一層進めること。

6 風評払拭・リスクコミュニケーション

- ALPS処理水の海洋放出をにらみ、政府を挙げた最優先課題のひとつとして、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」等を踏まえ、風評払拭・リスクコミュニケーションに引き続き全力で取り組む必要が

ある。

- 日本産食品等に対する輸入規制に関しては、これまで二国間・国際会議等を含めあらゆる機会を活用し、輸入規制維持国・地域に働きかけを行った結果、昨年4月以降、シンガポール、米国、英国およびインドネシアが規制を撤廃し、EU、台湾でもさらなる緩和が実現した。
- ALPS 処理水の海洋放出に対する理解醸成および輸入規制のさらなる撤廃に向けた国内外への働きかけを、首脳・閣僚会談等あらゆる機会を捉え、取りうるあらゆる手段を通じ、相手国等に応じた戦略を立て、科学的根拠に基づく正確な情報発信により、政府一丸となって迅速かつ粘り強く実施していくこと。
- 消費者や小売・外食等の忌避感に関する流通事業者の思い込みや誤解など、風評影響の構造や特性に即した効果的な対策を講じることにより、消費者や流通事業者の意識や行動の変容に結びつけること。
- 福島県産農林水産物について、ブランド力の向上や品目ごとの強みを生かしたマーケティング等の取組みを進めるとともに、市町村等の創意工夫による魅力の発信等の取組みを引き続き支援すること。
- 食品等の基準値や出荷制限等の規制について、消費者保護を大前提としつつ、これまでに蓄積されたデータと知見に基づく科学的・合理的な観点から、速やかな検証を行うとともに、わかりやすく正確な情報発信を行うこと。
- 将来にわたって風評影響を最大限抑制していくためには、放射線に関

する基礎的な知識の教育・啓発が重要である。放射線副読本等の活用や、復興の進捗と併せた説明などの、一層効果的な方法により、情報の受け手の目線に立ちつつ促進すること。

7 中間貯蔵施設・再生利用・指定廃棄物等

- 中間貯蔵施設整備事業については、昨年度末までに、帰還困難区域由来を除く除去土壌等の中間貯蔵施設へのおおむね搬入完了という目標を達成したところであり、引き続き、特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入を進めること。

特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴う住民の帰還が始まっていることも踏まえ、引き続き、安全第一を旨として事業を実施すること。

- 福島県内の除去土壌等の最終処分については、国として責任を持って取り組んでいくこと。

福島県外での最終処分完了に向け、除去土壌等の減容技術等の開発等を行うとともに、福島県内外での再生利用の実証を一層推進すること。減容・再生利用について、全国的な理解醸成の取組みを抜本的に強化すること。再生利用先の創出等に関しては、関係省庁等が連携して取組みを進めること。

- 福島県内の指定廃棄物等の処理については、地元の信頼確保と安全・安心の確保に努め、既存の管理型処分場を活用した埋立処分を進めること。福島県外の指定廃棄物についても、最終処分に向け、自治体と連携し、地元の方々への丁寧な説明に努めること。また、基準値以下の農業系廃棄物等の処理の促進も引き続き行うこと。

Ⅱ. 地震・津波被災地域および共通の課題

地震・津波被災地域においては、インフラなどハード面での復興はおおむね完了した一方、心のケア等の被災者支援や、人口減少等の全国に共通する課題に引き続き国および被災地方公共団体が協力して取り組み、持続可能で活力ある地域社会の創生に向けた道筋を確立していく必要がある。

- 土地区画整理事業等による造成宅地や防災集団移転促進事業によって取得した移転元地等の活用促進に向け、復興庁の職員が現場に出向き、きめ細かく対話・サポート等を行う「ハンズオン支援」により、一般施策も活用した地域の主体的な取組みの定着を図ること。
- 災害公営住宅への移転等による生活環境の変化や避難生活の長期化に伴い、被災者の方々の生活状況は多様化している。このため、子どもを含む被災者の心のケア、孤立防止のための見守り、生活・健康相談支援、コミュニティ形成・維持のための支援、生きがいづくりなど、被災者のおかれている状況や事業の進捗に応じて多様かつきめ細かな支援を行うこと。
- 被災地の地域経済を支える水産業、観光等については、風評影響への対応を含め、また、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を注視しつつ、その振興を図る取組みを進めること。
- 人口減少等の「課題先進地」として、移住者および交流・関係人口の拡大等に向け、地域の自主的な取組みが最大限効果を発揮するよう、地方創生施策との一層の連携等を図り、魅力あふれる地域の創造を目指すこと。
- 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）においては、国内外から寄

せられた多くの支援に対する感謝の思いとともに、未曾有の災害を乗り越え復興に向けて歩み続ける被災地の姿を世界に発信することで、さらなる復興への後押しとすること。

- 復興に係る政府の組織や取組みの変遷、第1期復興・創生期間までの復興政策の評価や課題等について、外部専門家等の意見も聞きながら、被災者が有する復興に係る知見も含め、復興庁が関係府省庁と連携してとりまとめるとともに、各地の震災遺構や伝承施設、追悼・祈念施設等とも連携し、震災の記憶と教訓を後世へ継承し、将来の大規模災害からの復興に生かすこと。

むすび

「第2期復興・創生期間」は来年でいよいよ3年目を迎える。被災者をはじめ、多くの方々のたゆまぬ努力により、復興は着実に進んできた。

しかし、原子力事故災害被災地域においては、ALPS 処理水の処分や特定復興再生拠点区域外への対応など、課題が山積している。このような一つ一つの困難な課題に対して、被災者の声を丁寧に聞き、国民の理解を得ながら真摯に取り組むことが重要である。

さらに、単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を成し遂げるためにも、福島国際研究教育機構を中核とした福島イノベーション・コースト構想の具現化を加速し、これまでに無い新たな課題に果敢に挑んでいくことで、日本創生を実現していくことが必要である。来年度の機構の設立に向けて、政府・与党一体となって、検討を加速化させていく。その際、機構が中長期的に十分その機能を発揮していくためには、復興庁後を見据えた、政府の体制のあり方についての検討も今後必要となることを忘れてはならない。

与党としては、被災者一人ひとりが希望を持って人生を歩んでいける「心の復興」を成し遂げるまで、決して震災の経験と教訓を「風化」させることなく、被災者に寄り添っていく。また、被災者の方々や地元自治体との対話を十分に行い、より魅力的な地域を創出していくためにも、自治体の垣根を越えた広域的な連携を後押ししていく。

被災地の困難な課題に真正面から向き合い、日本創生に向けた取組みを、現場主義と政治主導により着実に前に進め、被災地の創造的復興の一層の加速化に政府・与党一体となって休むことなく取り組んでいくことを決意し、提言のむすびとしたい。